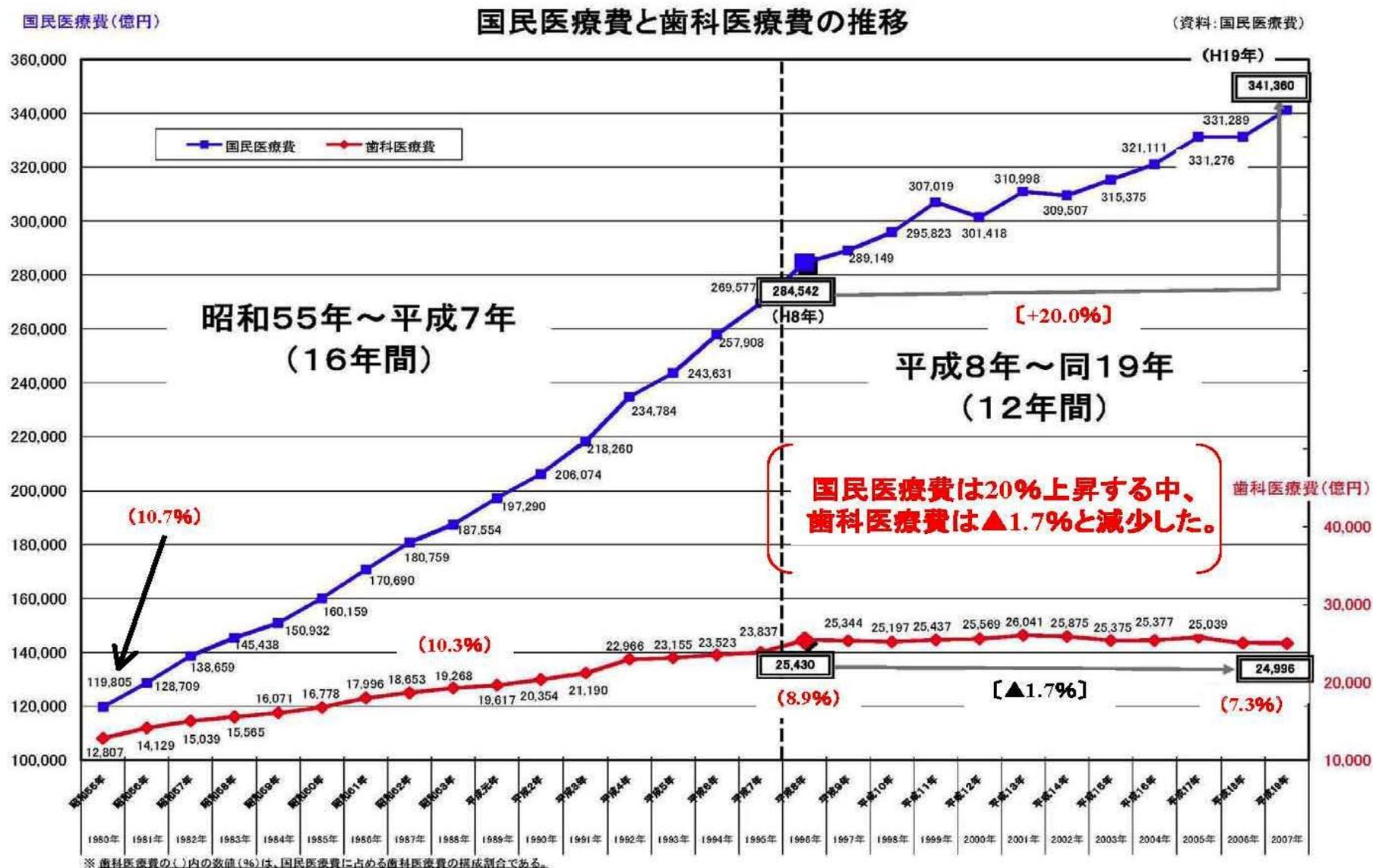


3. 第12回～第17回医療経済実態調査に見る10年間の歯科診療所（個人）の損益状況の推移

- 1) 医業収益は今回は増加したが、前4回は減少している。その結果、全5回分の伸び率の累計は▲12.5%となる。
- 2) 保険診療収益は同じ動きを示し、伸び率の累計は▲14.9%で、大幅に減益を示している。
- 3) 医業費用は前4回までに20.1%の削減を示してきたが、今回は8.4%の大幅な増加を示した。その中で、特に歯科材料費とその他の医業費用が大きく増加した。これは、金属材料をはじめ材料費の値上げが一因であり、また、単月調査ではもれていた費用が年間データから正確に把握されたためと考える。
- 4) 上記の結果、経年的に大幅な経費削減の努力にもかかわらず、損益差額は減少し、その伸び率の累計は▲11.9%となった。
- 5) 個人立における損益差額（120.2万円）には、院長報酬のほかに、①院長の退職金相当分の積立、②法定福利費相当分（年金及び健康保険料等、給与の約25%×1/2）、③建物、設備等の改築・更新の費用、④借入金の返済（今回のデータには無いが、前回は参考にとすると月平均22.7万円）が含まれる。
- 6) 単月分の損益差額（120.2万円／事業費の集計では111.3万円）から、上記の①～④を引くと、個人立の診療所院長の給与相当額は、一般病院の勤務歯科医師の給与（107.4万円 報告書94頁）を下回り、歯科診療所の勤務歯科医師の給与（56.8万円 報告書98頁）のレベルに近い結果を示している。

4. 参考資料

国民医療費と歯科医療費の推移（資料：国民医療費）



5. まとめ

長年に亘る医療費削減政策の中で、全国の歯科診療所は患者への安全安心の歯科医療の安定提供に向けて努力を続けてきたが、歯科における経営の合理化や経費削減の努力が限界に達していることは、今回の医療経済実態調査結果並びに経年的な推移の結果にみられる歯科診療所の損益状況からも明白である。

歯科診療所経営は極めて厳しい状況に追い込まれ、結果として歯科医療は崩壊の危機にあると言わざるを得ない。

国民への安全で質の高い歯科医療の提供を確保するためには、歯科診療報酬体系の機能的な改善と強化が必要不可欠であり、次期診療報酬改定において適切な評価と十分な財源の確保が求められる。